令和７年度　　東　温　市　　（愛媛県連携事業）

出産世帯奨学金返還支援事業助成金

東温市では、出産された世帯に、奨学金の返還に要した金額を補助（助成）します。

助成対象者　①～⑨を全て満たす方が対象となります。

① 出生児童が市内に住所を有し、申請時に出生児童と同居（養育）している方
② 令和6年4月1日以降に出産した世帯
（※令和6年度に出産した世帯については、出産時、夫婦とも35歳以下であること。）
③ 大学等に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方
④ 奨学金を遅滞なく返還している方
⑤ 申請時点で3ヵ月以上継続して本市の住民である方
⑥ 市税等を滞納していない方
⑦ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
⑧ 法律に規定する暴力団員等でない方
⑨ 過去に同種の補助金を受けていない方

助成対象奨学金　母子手帳発行日から児童が1歳の前日までに返還したもの

① 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金
② 都道府県奨学金
③ 市町村奨学金
④ その他奨学金に準じるもの（自らの修学等を目的として借りた奨学金等の債務者であるもの）

※1 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金・修学資金）については、連帯債務者として本人が返済したものに限ります。
※2 教育ローン等は対象外です。
※3 判断に迷う場合等は、市役所保育幼稚園課までお問合わせください。

助成金額　上限額２０万円

令和6年4月1日又は母子手帳発行日のいずれか遅い日から対象児童が1歳の前日までに返還した奨学金の返還額（千円未満切捨て）となります。ただし、ご夫婦の年齢や出生時期により、対象期間が変わります。

出生日	児童出生時の夫婦の年齢	対象期間
令和7年4月1日以降	35歳以下	令和6年4月1日又は母子手帳発行日のいずれか遅い日から1歳の前日まで
	36歳以上	令和7年4月1日又は母子手帳発行日のいずれか遅い日から1歳の前日まで
令和7年3月31日まで	35歳以下	令和6年4月1日又は母子手帳発行日のいずれか遅い日から1歳の前日まで
	36歳以上	

【お問い合わせ先】　※受付時間　平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）
東温市　保育幼稚園課　089-964-4484
東温市見奈良530番地1　東温市役所4階㉑窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、保育幼稚園課へ提出してください。

※申請は、1回の出産につき**１回限り**となります。
※申請書は市ＨＰよりダウンロードしてください。
　保育幼稚園課窓口でも配付しています。

注意！
※出生日から1年を過ぎた場合は申請できません。

申請期間

児童の出生日から１年以内（１歳の誕生日の前日まで）

申請書類

- ☐ 東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 助成金申請額内訳書（様式第2号）
- ☐ 内訳一覧表
- ☐ 貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- ☐ 返還を証する書類（預金通帳、領収書の写し、入金一覧表等）
  ※返還者、返還日、返還額が確認できるもの
- ☐ 貸与機関が発行する返還計画の明細写し
  ※総返還回数、残返還回数、割賦金、残額等が確認できるもの
- ☐ 口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
- ☐ 運転免許証又は住民票等の写し　※配偶者が市外の場合
- ☐ 母子健康手帳　※チェックを行った後、返却します。

申請例

例1）母子手帳を令和7年1月3日に発行、令和7年7月1日に出産。出生日において、
夫婦とも35歳以下の世帯で、毎月15,000円を返還している場合

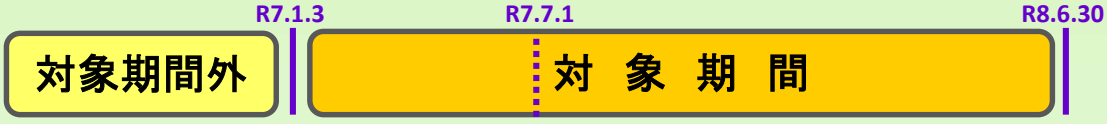

・令和7年1月3日から令和8年6月30日までに返還した奨学金が対象となります。
15,000円　×　17か月　＝　255,000円　⇒　助成金200,000円

例2）母子手帳を令和7年1月3日に発行、令和7年7月1日に出産。出生日において、
夫婦どちらかが36歳以上の世帯で、毎月12,500円を返還している場合

・令和7年4月1日から令和8年6月30日の間に返還した奨学金が対象です。
12,500円　×　15か月　＝　187,500円　⇒　助成金187,000円

※注意事項
本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、課税されますので、確定申告等が必要となります。